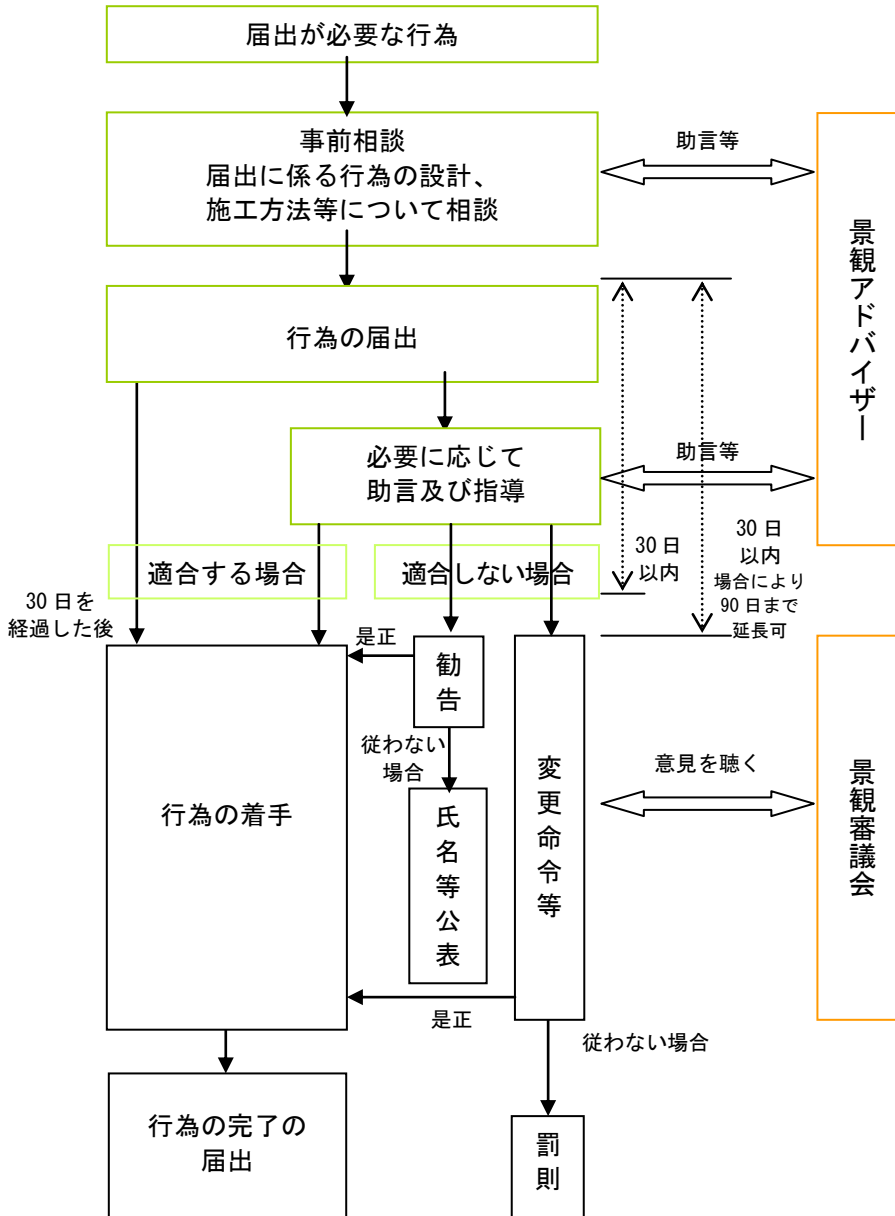


○届出の流れ



※できるだけ事前相談を行って下さい。
届出に必要な図書等の相談や、届出内容等に関する助言を行います。
本市が委嘱した専門家である景観アドバイザー等からの助言も行います。
→とりわけ、眺望点からのシミュレーションを付加します。

※景観計画で定める景観形成の基準に適合するかどうかの審査を行います。

※基準に適合しない場合は、景観審議会の意見を聴いた上で、景観法に基づく勧告、変更命令の手続きを行うこともあります。

※注意事項

- ・届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第103条第1号）。
- ・景観法第17条で規定されている変更命令は、建築物又は工作物の形態・意匠及び色彩の基準に適合しないものを対象とします。
- ・変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第102条第1号）。